**福井市市民協働除排雪補助金**

**１　補助金の趣旨**

大雪時に自治会が行う除排雪活動を支援することにより、生活道路等の早期の交通確保を図ることを目的としております。

**２　補助対象者**

自治会長

**３　補助対象事業**

**警戒体制時（積雪深９０ｃｍ以上）に市が指定した期間**内において、自治会が行う除排雪機械による除排雪作業が対象となります。

　※補助対象路線は、福井市ホームページの[ホーム＞ くらし ＞ 交通・除雪・公園 ＞ 除雪　＞　道路の除雪について　＞　各ブロックの除雪状況及び除雪計画路線について]にてご確認ください。補助対象外の路線を除排雪しても、補助金は支払えません。

**４　補助対象経費**

　 補助対象事業に要する経費のうち燃料費及び機械損料相当額※を補助します。

※機械損料相当額：運転損料（変動費）と供用損料（固定費）の合計額

※上限５万円（申請可能額は最大で５万円となります。）

※自治会からの申請額が予算を超過した場合、申請額が５万円未満でも満額の支給とな らないことがあります。（予算の範囲内での支給となります。）

**５　補助金支払いまでの流れ**

１．警戒体制となった場合（積雪深９０ｃｍ以上）、市が制度実施の有無を判断し、ホームページにて制度実施のお知らせを掲載（併せて申請書類一式及び記載例を掲載）

２．市からのお知らせ内容を確認したうえで、地域の除排雪可能企業等に依頼し、除排雪作業を実施

３．作業終了後、自治会長は必要書類を市に提出

４．市から自治会に補助金の支払い。

**６　注意事項**

　・制度のご利用前に、福井市市民協働除排雪補助金交付要綱及び市からのお知らせを確認ください。

　・作業前に補助対象路線であるかの確認をしてください。

　・除雪作業中に生じた事故等は自治会の責任となります。

　・道路の除排雪を行う際には、車や通行人に十分注意し、誘導員をつけるなどの対応をしてください。